

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 8 日現在

機関番号：17401

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13484

研究課題名（和文）損害賠償の目的に関する法意識調査：懲罰賠償の実証的基盤の構築へ向けて

研究課題名（英文）Survey on the purpose of tort damages: toward constructing empirical based research on punitive damages

研究代表者

森 大輔（Mori, Daisuke）

熊本大学・大学院人文社会科学部（法）・准教授

研究者番号：40436499

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：懲罰的損害賠償と利益吐き出し型賠償に関する研究では、法と経済学的な観点から理論分析を行い、アンケート調査も行った。この結果、被害者が被害額を大きく超えるような賠償額を受け取る制度は、一般の人々はあまり想定していないことが明らかになった。他方で、加害者が国に対して、加害者の利益額等を考慮した金銭の支払いをすることは、受け入れられやすい可能性があることがわかった。また、損害賠償の目的に関する必要条件分析の研究では、損害賠償の目的として挙げられることが多いものについて、必要条件関係の分析を行った。この結果、損害賠償の目的において、損害填補は、制裁や抑止や報復感情の満足の必要条件であることがわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

懲罰的損害賠償をはじめとする被害者個人が自身の被害額を超えるような賠償額を受け取る制度の導入の是非を議論するにあたって、日本の一般の人々が損害賠償の目的をどのように考えているかという法意識が、根拠となる資料の一つとして必要とされている。法意識の伴わない法制度は、人々によって遵守されないおそれがあるからである。本研究では、損害賠償の目的や懲罰的損害賠償をはじめとする制度についてアンケート調査を行い、得られたデータを分析することで、この法意識を明らかにする端緒となるという学術的・社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：In the study on punitive damages and disgorgement of profits, a theoretical analysis was conducted from law and economics perspectives, and a survey was also conducted. The results of the survey revealed that the general public does not envision a system in which an individual victim receives an amount of compensation that greatly exceeds the amount of his or her own damages. On the other hand, it was found that it may be acceptable for a tortfeasor to make a monetary payment to the government, taking into account the amount of profit of the tortfeasor and other factors. In the study of the necessary condition analysis of the purpose of damages, the necessary condition relationship was analyzed for the purposes of damages. The results showed that consideration of compensation for damages was a necessary condition for consideration of sanctions, deterrence, and satisfaction of retaliatory feelings.

研究分野：法社会学

キーワード：懲罰的損害賠償 法と経済学 アンケート調査 サーベイ実験 利益吐き出し 法意識 損害填補 抑止

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1 . 研究開始当初の背景

本研究では、懲罰的損害賠償や損害賠償制度一般に対する人々の法意識の質問紙調査や、懲罰的損害賠償の人々の行動への影響の分析を行う。日本の学説では、損害賠償の目的として損害填補と制裁や抑止のうち、損害填補に限定する考え方が主流である。それに対して一般の人々は、損害賠償の目的を損害填補に限っているのか、また損害賠償の目的に対する考えと賠償額とをどのように結びつけているのかといったことの調査や分析を行う。さらに、他の国々の人々の損害賠償についての法意識との国際的な比較を行う。

## 2 . 研究の目的

本研究の目的は、損害賠償が問題になりうる様々な種類の事件で、人々の法意識や行動はどのようになっているのかということを検査することである。そのために、懲罰的損害賠償や損害賠償制度一般に対する人々の法意識の質問紙調査や、懲罰的損害賠償の人々の行動への影響の分析を行う。日本の学説では、損害賠償の目的として損害填補と制裁や抑止のうち、損害填補に限定する考え方が主流である。それに対して一般の人々は、損害賠償の目的を損害填補に限っているのか、また損害賠償の目的に対する考えと賠償額とをどのように結びつけているのかといったことを調査する。それにあたっては、懲罰的損害賠償や制裁的慰謝料が問題となる様々な事例の仮想事例を用いて質問紙調査を行う。さらに、懲罰的損害賠償を制度として持っている、米国の人々との法意識の比較など、国際的な比較調査を行う。

## 3 . 研究の方法

本研究では、1. 法と経済学の理論を用いた損害賠償制度に関する分析 2. アンケート調査などを用いた損害賠償制度に関する計量分析、という2つの方法を用いた。

1 に関しては、法と経済学では、損害賠償制度について、被害の内部化や最適抑止の考え方に基づいた分析がなされている。被害の内部化とは、加害者に被害者の損害額を基にした損害賠償を課すことにより、加害者が被害の額を自らの利得の一部として考慮するようして、加害者が社会的に最適な注意費用をかけるようにする、という考え方であり、これにより、加害者の行動を社会的に最適な水準に抑えるということが最適抑止の考え方である。こうした考え方を応用することにより、懲罰的損害賠償やその他の損害賠償制度について分析を行い、そうした制度の機能を明らかにした(以下の4(1)(3)(4)の研究を参照)。

2 に関しては、アンケート調査については以下の手順で行った。すなわち、(a) 質問紙の検討 (b) 調査の実施 (c) 調査結果の分析、という順で行った。「(a) 質問紙の検討」では、質問紙に掲載する質問や仮想事例の検討を行った。本研究では、懲罰賠償が問題となりうるような状況を含む仮想的な事例を用いたが、具体的には消費詐欺の事例(以下の4(1)の研究を参照)を主に取り上げた。「(b) 調査の実施」では、質問紙調査を行った。今回の研究ではインターネット調査を用いた。「(c) 調査結果の分析」では、調査で得たデータを分析する。本研究では、人々が適切だと思う賠償額、抑止・制裁を考慮に入れる度合い、これらの考慮が賠償額に与える効果が、仮想事例ごとにどの程度違うのか等を分析した。

## 4 . 研究成果

### (1) 懲罰的損害賠償と利益吐き出し型損害賠償に関する研究

この研究は、森大輔「懲罰的賠償と利益吐き出し：消費者詐欺の事例によるサーベイ実験」として2019年度日本応用経済学会秋季大会で報告した。そして、森・高橋(2020)として公刊した。以下の内容は、この論文の要約である。

この研究は、懲罰的損害賠償および、それと関連してしばしば触れられる利益吐き出し型損害賠償について、法と経済学的な観点から理論分析を行い、さらにアンケート調査を行ったものである。すなわち、消費者問題などで、被害額以上の賠償を加害業者に課す提案の正当化理由として法と経済学では被害の内部化が言われることが多いが、「利益の吐き出し」という正当化理由が法学などでは挙げられることもある。その経済学的な意味を述べ、日本の一般人にとっていづれが受け入れられやすいのか(あるいはいづれも受け入れられないのか)ということサーベイ実験の手法で調査したものである(なお、本研究で使用したサーベイ実験などの社会調査の手法に関しては、研究期間中に森(2022a)という形で基本的な事項をまとめている)を発表した。

法と経済学的には、損害賠償は被害者の被害額と同額を課すことで加害者に被害を内部

化させ、不法行為を最適な水準に抑止するものである。ただし、意図的な不法行為の場合には、こうした被害内部化だけでなく、加害者の利益額と同額の賠償を課して不法行為のインセンティブをなくす利益吐き出し型損害賠償も社会的に効率的になりうる。そして懲罰的損害賠償は、被害者の一部しか賠償を得ない場合に被害内部化や利益吐き出しが十分とはならないために、賠償を増額するものである。関連して、加害者の資産は、被害者の被害額や加害者の利益額の測定に役立つという点などで、賠償額に影響を与えうる(森・高橋 2019)。

そして、日本の一般人に現状としてそれらが受け入れられるか否かをサーベイ実験で調査することを行った。これは、調査票中に書かれた架空の事例(シナリオ)の一部を変化させた質問票を複数バージョン用意し、その複数バージョンの質問票を調査対象者に無作為に割り当てるものである。シナリオは業者 A が田中さんという高齢者にリフォーム詐欺を行ったという、消費者に対する詐欺に関するものであった。

シナリオを読んだ後、業者 A は田中さんに何円を支払うべきだと思うかという賠償の評価額について回答者に質問した。また、仮に業者 A が裁判の後に田中さんに金銭を支払うだけでなく、国にも支払うことになったとして、この場合に、業者 A は、田中さんに行くら支払うべきで、また国にいくら支払うべきかと考えるかということについても質問した。

賠償評価額についての回答を OLS や中央値回帰で分析したところ、一部の者が被害額や利益額、資産額を考慮に入れた決定をしているが、大部分の者はこうした要因は考慮に入れておらず、賠償評価額は個人の被害額を少し上回る程度の額としていた。また、国に支払う額については、OLS では一部の者が賠償評価額の場合と同様、被害額や利益額、資産額を考慮に入れた決定をしており、中央値回帰で見ると、大部分の者は加害者の利益額や被害額、資産額を考慮に入れた判断をしている。

こうした分析の結果、被害者個人が自身の被害額を大きく超えるような賠償額を受け取る制度は、現在のところ日本では、一般の人々はあまり想定していないことが明らかになった。他方で、加害者が国に対して、加害者の利益額などを考慮した金銭の支払いをすることについては一般の人々は想定しており、受け入れられやすい可能性があるということがわかった。

## (2) 損害賠償の目的に関する必要条件分析

この研究は、森大輔「アンケート調査での fsQCA の利用例：必要条件関係の分析」として、質的比較分析(QCA)研究会「日本における QCA 研究の現在地」(Zoom で 2020 年 9 月 17 日に開催)で報告した。そして、Mori (2021)として、査読付きディスカッションペーパーの形で公表した。研究内容は以下の通りである。

アンケート調査の分析などの量的研究でしばしば用いられる相関係数は、必要条件関係を十分に捉えることはできない。例えば、不法行為の損害賠償に関するアンケート調査のデータにおいて、交通事故に関するシナリオを調査対象者に見せて適切と思う賠償額を回答してもらった後、その際に金銭的損害填補、制裁、精神的損害填補、抑止、報復感情の満足のそれぞれを考慮した度合いを質問したところ、金銭的損害填補を考慮した度合いと制裁や抑止や報復感情の満足を考慮した度合いとの間の相関係数はかなり小さかった。しかし、両者の間には何の関係もないとは考えられない。実際両者の間には、制裁や抑止や報復感情の満足を考慮している場合には、金銭的損害填補をほぼ必ず考慮しているという、必要条件の関係があると考えられる。この必要条件関係は相関係数では十分にとらえられない。

本研究では、集合関係の分析や必要条件・十分条件の分析が可能な質的比較分析(QCA)という手法に焦点を当て、それをアンケート調査の分析に取り込むことを試みた(なお、QCAの手法に関しては、研究期間中に森(2022b)という形で基本的な事項をまとめている)。具体的には、ファジー集合 QCA (fsQCA) において用いる整合度や被覆度などの指標を用いて、必要条件関係の分析を行った。さらに、標本から母集団の特徴を推測する推測統計の方法として、ブートストラップによる信頼区間や  $p$  値の導出を行った。

そして、前述の不法行為の損害賠償に関するアンケート調査のデータについて、実際にこの fsQCA やブートストラップによる方法を用いて必要条件関係の分析を行った。分析の結果、損害填補の考慮は、制裁や抑止や報復感情の満足の考慮の必要条件になっていることがわかった。

## (3) 懲罰的損害賠償のレントシーキングモデルによる分析

この研究は、Mori, Daisuke “Rent-Seeking Model of Litigation and Punitive Damages Multiplier”を 6th Economic Analysis of Litigation Workshop (Campus Universitario de La Cartuja, Granada, Spain で 2019 年 6 月 24 日に開催)で報告した。

この研究は、懲罰的損害賠償に関する法と経済学的な理論分析である。すなわち、法と経済学では、懲罰的損害賠償の額の決定に関して、加害者の行為の発見確率の逆数ということが言われることが多いが、その場合、額が増えることによる、原告の訴訟提起のインセンティブの増加や、裁判での原告と被告の争いの激化などの要素は通常勘案されていないので、これらの要素を取り入れた場合にどうなるかということ进行分析したものである。

## (4) 日本の死刑の抑止効果についての計量分析

この研究は、森大輔「日本における死刑の抑止効果：政府統計データを用いた計量分析」とし

て、2019 年度日本応用経済学会秋季大会で報告した。そして、森(2020)と Mori (2020) として公刊した。

この研究は、制裁と抑止という観点から懲罰的損害賠償と関連を有する、刑事的な制度の抑止効果、その中でも特に死刑の抑止効果に関して統計分析を行ったものである。森(2020)では死刑の抑止効果に関する日本の主要な先行研究について、主に計量経済学的な観点から再検討を行った。そして Mori (2020)では、先行研究から 20 年以上が経過してサンプルサイズが増えた時系列データを用いて、死刑に関する変数として死刑言渡し率と死刑執行率の両方を含め、殺人と強盗致死を区別した分析を行い、死刑の限界的な効果を測るために有罪率や無期懲役率を変数を含めて統計分析を行った。

<引用文献>

- ・森 大輔(2022a)「法社会学における『方法』」佐藤岩夫・阿部昌樹編著『スタンダード法社会学』北大路書房、21-30 頁。
- ・森 大輔(2022b)「質的比較分析」数理社会学会 数理社会学事典刊行委員会 編『数理社会学事典』丸善出版、600-605 頁。
- ・Mori, Daisuke (2021) “Analyzing Relations of Necessity in Survey Research: Incorporating Notions of Fuzzy-Set Qualitative Comparative Analysis and Bootstrap.” COMPASS Working Paper 2021-97. <<https://compass.org/wpseries/Mori2021.pdf>>.
- ・Daisuke Mori (2020) “Deterrent Effect of Capital Punishment in Japan: An Analysis Using Nonstationary Time-Series Data.” *Supreme Court Economic Review* 28, 61-116. DOI: 10.1086/709805.<<https://www.journals.uchicago.edu/doi/10.1086/709805>>
- ・森 大輔(2020)「日本の死刑の抑止効果 3 つの先行研究の計量分析の再検討」熊本法学 148, 416-344 頁。
- ・森 大輔・高橋脩一(2020)「懲罰的賠償と利益吐き出し 消費者詐欺の事例によるサーベイ実験」細江守紀 編『法と経済学の基礎と展開 民事法を中心に』勁草書房。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 3件）

|   |                       |
|---|-----------------------|
| 1. 著者名<br>Daisuke Mori  | 4. 巻<br>97            |
| 2. 論文標題<br>Analyzing Relations of Necessity in Survey Research: Incorporating Notions of Fuzzy-Set Qualitative Comparative Analysis and Bootstrap | 5. 発行年<br>2021年       |
| 3. 雑誌名<br>COMPASS Working Paper   | 6. 最初と最後の頁<br>-       |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし   | 査読の有無<br>有            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）   | 国際共著<br>-             |
| 1. 著者名<br>森 大輔  | 4. 巻<br>71            |
| 2. 論文標題<br>民事裁判にかかる時間 イメージと実際   | 5. 発行年<br>2020年       |
| 3. 雑誌名<br>社会科学研究  | 6. 最初と最後の頁<br>111-130 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし   | 査読の有無<br>無            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）   | 国際共著<br>-             |
| 1. 著者名<br>Mori Daisuke  | 4. 巻<br>28            |
| 2. 論文標題<br>Deterrent Effect of Capital Punishment in Japan: An Analysis Using Nonstationary Time-Series Data                                      | 5. 発行年<br>2020年       |
| 3. 雑誌名<br>Supreme Court Economic Review   | 6. 最初と最後の頁<br>61-116  |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>10.1086/709805   | 査読の有無<br>有            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスとしている（また、その予定である）   | 国際共著<br>-             |
| 1. 著者名<br>森 大輔  | 4. 巻<br>148           |
| 2. 論文標題<br>日本の死刑の抑止効果 3つの先行研究の計量分析の再検討  | 5. 発行年<br>2020年       |
| 3. 雑誌名<br>熊本法学  | 6. 最初と最後の頁<br>416-344 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子）<br>なし   | 査読の有無<br>有            |
| オープンアクセス<br>オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難  | 国際共著<br>-             |

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>森 大輔                              |
| 2. 発表標題<br>アンケート調査でのfsQCAの利用例：必要条件関係の分析      |
| 3. 学会等名<br>質的比較分析(QCA)研究会「日本における QCA 研究の現在地」 |
| 4. 発表年<br>2020年                              |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>森 大輔                                 |
| 2. 発表標題<br>懲罰的賠償と利益吐き出し：消費者詐欺の事例によるサーベイ実験       |
| 3. 学会等名<br>2019年度日本応用経済学会秋季大会（於：東京経済大学、東京都国分寺市） |
| 4. 発表年<br>2019年                                 |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>森 大輔                                |
| 2. 発表標題<br>日本における死刑の抑止効果：政府統計データを用いた計量分析       |
| 3. 学会等名<br>019年度日本応用経済学会秋季大会（於：東京経済大学、東京都国分寺市） |
| 4. 発表年<br>2019年                                |

|  |
|--|
| 1. 発表者名<br>森 大輔・高橋脩一・飯田高                         |
| 2. 発表標題<br>広告の打消し表示において文字の大きさや配置はどれほど重要か？ サーベイ実験 |
| 3. 学会等名<br>第17回法と経済学会全国大会（於：駒澤大学、東京都世田谷区）        |
| 4. 発表年<br>2019年                                  |

|   |
|---|
| 1. 発表者名<br>Daisuke Mori, Yasuhiro Ikeda   |
| 2. 発表標題<br>Rent-Seeking Model of Litigation and Punitive Damages Multiplier, 6th Economic Analysis of Litigation Workshop |
| 3. 学会等名<br>6th Economic Analysis of Litigation Workshop (於: Campus Universitario de La Cartuja, Granada, Spain) (国際学会)    |
| 4. 発表年<br>2019年   |

〔図書〕 計1件

|                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| 1. 著者名<br>細江 守紀      | 4. 発行年<br>2020年 |
| 2. 出版社<br>勁草書房       | 5. 総ページ数<br>368 |
| 3. 書名<br>法と経済学の基礎と展開 |                 |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名<br>(ローマ字氏名)<br>(研究者番号) | 所属研究機関・部局・職<br>(機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|